2　制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。

3　原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

（原子炉格納施設）

第六十条　試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設を設けなければならない。

一　通常運転時において、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものとすること。

二　設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものとすること。

2　原子炉格納容器バウンダリを構成する設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有し、かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないものでなければならない。

3　原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁を設けなければならない。ただし、事故の収束に必要な系統の配管に隔離弁を設けることにより安全性を損なうおそれがある場合及び計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であって、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。

4　試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故その他の原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、原子炉格納施設内の放射性物質の濃度を低下させる設備を設けなければならない。

（準用）

第六十一条　第三条から第十三条まで、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十五条まで、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第四十二条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○原子力規制委員会規則第二十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十七条第三項第三号の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　品質管理監督システム（第三条―第七条）
第三章　経営責任者の責任（第八条―第十九条）
第四章　資源の管理監督（第二十条―第二十四条）
第五章　個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条―第四十五条）
第六章　監視測定、分析及び改善（第四十六条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この規則は、試験研究用等原子炉施設について適用する。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「品質管理監督システム」とは、試験研究用等原子炉設置者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。

二　「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三　「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。

四　「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。

五　「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q九〇〇〇のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

六　「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。

七　「妥当性確認」とは、試験研究用等原子炉施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

第二章　品質管理監督システム

（品質管理監督システムに係る要求事項）

第三条　試験研究用等原子炉設置者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。

二　プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

三　プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。

四　プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

五　プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。

六　プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。

七　品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとすること。

八　社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。

3　試験研究用等原子炉設置者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。

4　試験研究用等原子炉設置者は、個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

5　試験研究用等原子炉設置者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。